

中心市街地活性化事業補助金

空き店舗等家賃支援・賃借空き店舗改修支援の手引き

1. 事業の内容について

株式会社まちづくり飛騨高山（以下、まちづくり会社という）は、中心市街地において空き店舗等を借り上げ、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方に対し、空き店舗等の借上料及び改修費用の一部を補助します。

2. 対象となる空き店舗

中心市街地の地区内の店舗のうち、本来の目的として概ね6ヶ月以上使用されなくなっている物件が対象となります。

ただし、賃貸を目的として建設された店舗については、2回目以降の賃貸について対象とします。

【凡例】

補助対象外 = 賃貸目的物件 → 賃貸

補助対象 = 賃貸目的物件 → 賃貸 → 退去 → 6ヶ月間空き状態 → 賃貸

3. 補助対象となる経費及び補助期間

【賃借料補助】

補助対象経費 = 空き店舗等の賃借料

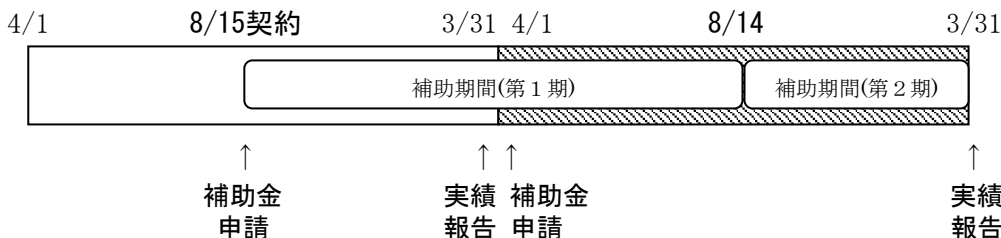
補助期間 = 賃借料が発生する日から1年間

(4月1日に交付申請書を提出することにより3年間まで延長可能)

※補助金は年度（4月1日～3月31日）を単位とします。最大3年度まで継続

※年度途中で賃貸借契約を締結する場合は、4年度にわたって補助金を交付します。

【イメージ】



【改修費補助】

補助対象経費 = 対象事業に係る改修工事又は撤去工事

補助期間 = 空き店舗等を新規活用する際の初回時のみ

※器具、備品等の購入に係る費用は除く

4. 補助率及び補助の額

【賃借料補助】

補助対象経費（賃料※消費税は含まない）に対して、次のとおり助成します。なお、共益費や駐車場にかかる賃料、水道光熱費などは対象となりません。

（注）補助金の算定の基礎となる月額賃借料は、賃料（上限 20 万円）又は対象店舗面積に 1,500 円/m² を乗じた額のいずれか低い金額を限度とします。

通常（商店街振興組合・発展会等がない地域含む）

1 年目 = 2 分の 1 以内（限度額 120 万円）

2 年目 = 3 分の 1 以内（限度額 80 万円）

3 年目 = 6 分の 1 以内（限度額 40 万円）

商店街振興組合・発展会等に加入した場合（令和 6 年 4 月 1 日以降適用）

1 年目 = 3 分の 2 以内（限度額 160 万円）

2 年目 = 2 分の 1 以内（限度額 120 万円）

3 年目 = 3 分の 1 以内（限度額 80 万円）

【改修費補助】

補助対象経費（改修・撤去工事費※消費税は含まない）に対して、次のとおり助成します。なお、器具、備品の購入に係る費用などは対象となりません。

通常（商店街振興組合・発展会等がない地域含む）

補助対象経費の 2 分の 1 以内（限度額 20 万円）

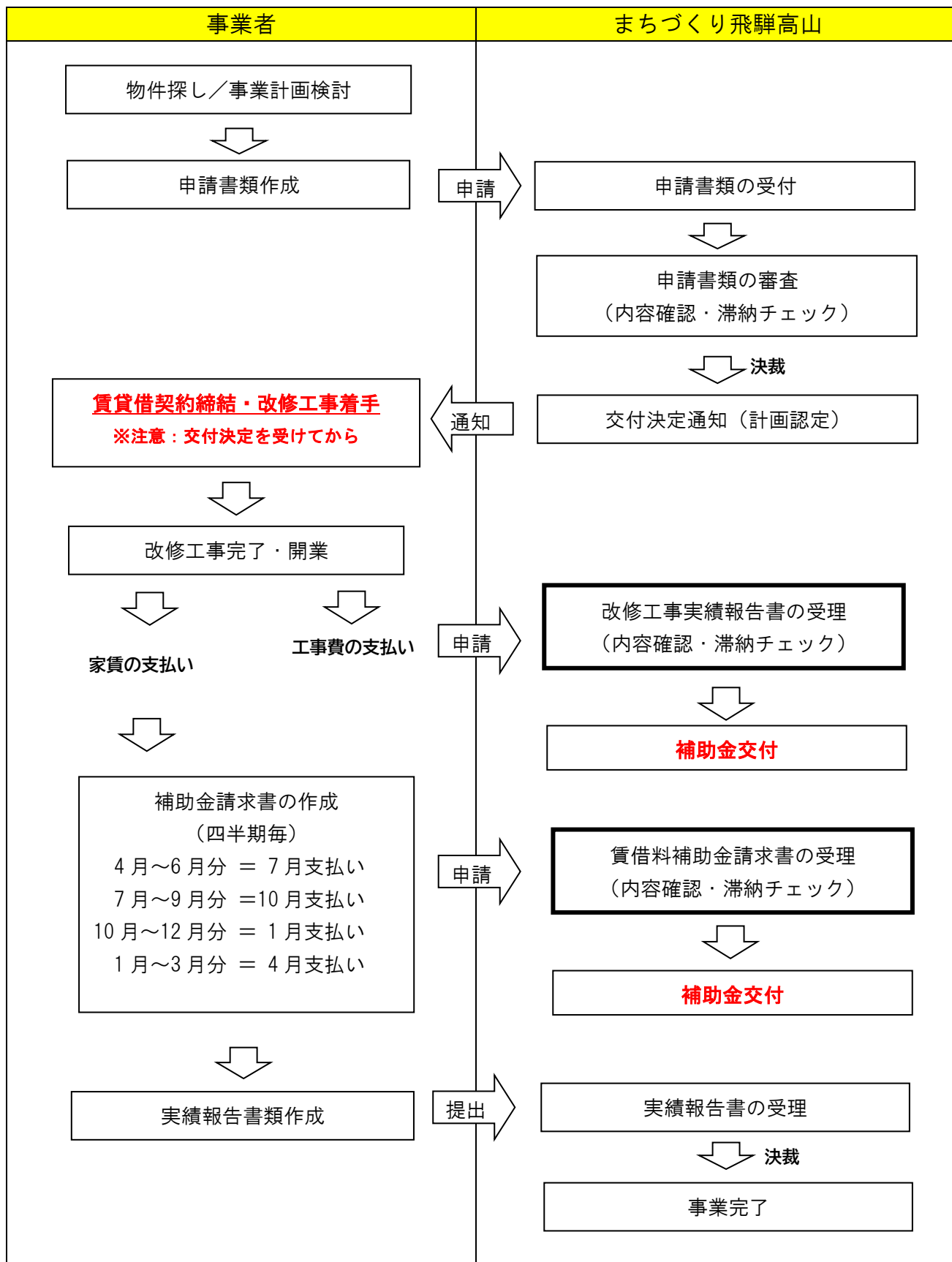
商店街振興組合・発展会等に加入した場合（令和 6 年 4 月 1 日以降適用）

補助対象経費の 3 分の 2 以内（限度額 30 万円）

5. 補助対象者の要件（下記要件全てを満たす者）

- (1) 建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等を中心市街地にてこれから営もうとする者（※店舗移転は対象外）
- (2) 借上げに係る契約の期間が3年以上であること
- (3) 申請者の居住地（法人の場合は本社所在地）が市内であること
- (4) 申請者が建物所有者と同一若しくは親族（2親等以内）又は雇用関係にないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける事業を行わないこと
- (6) 射的・射的娯楽業及びそれに付帯するサービス業(パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等)を行わないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
- (8) 高山市税を完納していること
- (9) 地域活動への参加及び協力ができること

7. 事業の手続きの流れについて



※賃貸者契約締結および改修工事着手前に交付決定を受ける必要がありますので、申請時期には注意してください。物件の目星がついた所で、早めに(株)まちづくり飛騨高山までご相談ください。

8. 補助金の交付申請について

当該補助制度を活用し空き店舗等に入居しようとする場合、**賃貸借契約締結前**（改修工事を実施する場合は**工事着手前**）に、「**中心市街地活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)**」に下記書類を添付し、まちづくり会社に提出してください。

※交付申請後、まちづくり会社が申請書類を審査し、交付決定後に決定通知書を送付します。（交付決定がおりるまでは2週間程度かかります）

※賃借料の補助金の補助期間は最長 3 年間となります。前年度に引き続き補助金を申請する場合は、次年度の4月に「**中心市街地活性化事業補助金交付申請書(別記様式第1号)**」に必要な書類を添付し、まちづくり会社に提出してください。

<添付書類>

様式	提出図書等	備 考
所定①	中心市街地活性化事業補助金交付申請書	
所定②	事業計画書	チラシ案などがあれば添付
	店舗企画書	HPからダウンロードできます（記入例あり）
所定③	中心市街地空き店舗等対策事業実施についての宣誓書	
所定④	賃借期間の確認について（お問い合わせ）	店舗の所有者の方に記入してもらってください
	店舗の平面図（現況）	店舗の面積が分かるもの
	店舗の位置図	住宅地図など
	店舗の現況写真（内部、外観）	
	決算書又は確定申告書の写し	個人事業主の場合は直近の確定申告書、法人の場合は直近の決算書の写し
	賃貸借契約書（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・貸主、借主、賃貸借期間、賃借料、敷金、礼金など記入、押印はなし ・補助金交付にあたり、申請後、市側にて審査を行います。交付決定日以降の賃貸借契約日としてください ・交付決定後、正式な賃貸借契約をしてください ・正式な賃貸借契約締結後、契約書の写しをまちづくり会社へ提出してください
	工事見積書	
	工事施工図	
	住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）	

<お問い合わせ先>

株式会社 まちづくり飛騨高山

電 話：0577-57-8765

FAX：0577-57-8764

年 月 日

（あて先）株式会社まちづくり飛騨高山
代表取締役社長 様

申請者 住所
氏名
電話

中心市街地活性化事業補助金交付申請書

下記のとおり中心市街地活性化事業補助金の交付を受けたいので、中心市街地活性化事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額	円
2 事業名	補助事業に要する経費
(1) 空き店舗等対策事業	円
(2) 賃借空き店舗改修支援事業	円
3 物件所在地	高山市
4 商店街振興組合等への加入 (いずれかに○)	・加入する ・加入しない ・商店街振興組合等なし

添付書類

- ・事業計画書（別紙様式）
- ・個人事業主は直近の確定申告書又は決算書の写し、法人は直近の決算書の写し
- ・補助対象者であることの宣誓書
- ・その他まちづくり会社が必要と認める書類

事業計画書
(中心市街地空き店舗等対策・賃借空き店舗改修支援事業)

1 所在地	高山市 町 丁目 番地		
2 構造等			
3 店舗の面積	建物全体		㎡
	(うち対象店舗部分)		㎡)
4 所有者	住所		
	氏名		
5 賃借料	月額	円 (税抜)	
6 改修の概要			
7 賃借人	住所		
	氏名		
8 賃借期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
9 工事施工業者 (予定)	住所		
	事業所名		
	代表者		
10 工事期間 (予定)	年	月 日	～ 年 月 日
11 営業開始日 (予定)	年	月 日	

12 事業収支計画

収入		支出	
補助金	円	賃借料 (か月分)	円
自己資金	円	工事費	円
合計	円	合計	円

添付書類

- ・店舗企画書 (任意書式)
- ・店舗の位置図
- ・店舗の平面図
- ・現状の写真
- ・賃借契約書の案
- ・施工業者等の見積書 (写)
- ・工事の施工図
- ・その他まちづくり会社が必要と認める書類

年 月 日

株式会社まちづくり飛騨高山 様

商号又は法人名

代表者の氏名

所在地又は住所

中心市街地空き店舗等対策事業実施についての宣誓書

私は、中心市街地空き店舗等対策事業実施にあたり下記のとおり宣誓いたします。

記

1. 私（法人の場合は代表取締役。以下同じ。）と空き店舗等の所有者（法人の場合は代表取締役。以下同じ。）は、同一又は親族（2親等以内）ではありません。また、私は空き店舗等の所有者と雇用関係にありません。
2. 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を、当該空き店舗等において営業いたしません。
3. 私は、地域活動への参加及び協力をします。

